○外務省告示第三百六十三号

平成二十八年九月八日にキガリで、ルワンダ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がルワンダ共和国政府との間に行われた。

平成二十八年九月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億七千万円

3　署名者

日　本　側　宮下孝之在ルワンダ大使

ルワンダ側　クラヴェール・ガテテ財務・経済計画大臣

○外務省告示第三百六十四号

平成二十八年九月九日にローマで、スリランカ民主社会主義共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十八年九月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億三千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

○外務省告示第三百六十五号

平成二十八年九月九日にローマで、ウガンダ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十八年九月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億三千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

○外務省告示第三百六十六号

平成二十八年九月九日にローマで、ガンビア・イスラム共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十八年九月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億六千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

○外務省告示第三百六十七号

平成二十八年九月九日にローマで、ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十八年九月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億九千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

○外務省告示第三百六十八号

平成二十八年九月九日にローマで、ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十八年九月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億三千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

○外務省告示第三百六十九号

平成二十八年九月九日にローマで、コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十八年九月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億二千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

○厚生労働省告示第三百五十四号

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第二十四条第二項第四号の規定に基づき、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める自動制御装置を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十八年九月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本文中「次のとおり」を「同令第二十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める技術上の指針に適合していると労働基準監督署長が認定した自動制御装置又は次の各号のいずれにも該当する自動制御装置」に改める。

○農林水産省告示第千八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県多治見市西山町三丁目二二の一・二五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六の一、二七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

西山町三丁目二二の一・二五の一・二六の一・二七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市明智町横通字滝坂九九八、一〇〇五、一〇〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町西津汲字飯盛山一九〇から一九三まで、一九六、一九七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）